

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

<p>◎ 告 示</p> <p>○長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害図書類の指定 ・令和4年度第1回地方臨時種畜検査の実施 ・道路の区域変更（3件） ・道路の供用開始 <p>◎ 公 告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区の役員の就退任（4件） <p>◎ 教育委員会規則</p> <p>○教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>所管課（室）名</p> <p>地域づくり推進課</p> <p>こども未来課</p> <p>畜 産 課</p> <p>道路維持課</p> <p>〃</p> <p>農 村 整 備 課</p> <p>教 職 員 課</p>
--	---

告 示

長崎県告示第549号

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
	1～6 略						1～6 略				
7	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業、就業	次に掲げる事業に要する経費 (1) 移住支援事業 市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する	(1) 略	(1) 略	7	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、地場産業の振興に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業や就業を支援することにより、それら	次に掲げる事業に要する経費 (1) 移住支援事業 市町が実施する、東京23区に居住若しくは通勤する者で長崎県へ移住し、かつ、次のいずれかの要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助する事業に要する経費 ア 県が指定する	(1) 略	(1) 略

	<p>又は事業拡充を支援することにより、それらの人財の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。</p>	<p>県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認めた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者</p>	<p>(2) 創業支援事業 補助対象者が実施する創業支援事業の支援金原資及び支援金支給事務等に要する経費</p>	<p>(2) 略 (2) 略</p>		<p>の人財の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。</p>	<p>県内の企業へ就職した者 イ プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して県内の企業へ就職した者 ウ テレワークにより移住元での業務を引き続き行う者 エ 関係人口として市町が個別に認めた者 オ 創業支援事業を活用し、創業した者</p>	<p>(2) 創業支援事業 補助対象者が実施する創業支援事業の支援金原資及び支援金支給事務等に要する経費</p>	<p>(2) 略 (2) 略</p>
		<p>(3) 事業拡充支援事業 新たに雇用を創出する次の事業を実施する者に対して、市町が実施する事業拡充支援事業に要する経費 補助対象者が実施する事業拡充事業支給対象者の公募、審査、決定、検査等に要する附帯事務費 ア 地域産業の振興に資する事業、地域課題の解決に資する事業又は地域貢献に資する事業 イ 特に知事が認める事業</p>	<p>(3) 2分の1以内</p>	<p>(3) 市町</p>					

交通政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 長崎県航空機購入費補助金	離島の空港の効率的な利用及び整備を図り、離島における住民の福祉の向上に資する。	次に掲げる経費 (1) 県内の離島の航空路線に就航する特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第259条の5第2項に規定する航空機等の減価償却費に要する経費	(1) 航空機等の購入に要する経費の100分の45以内の金額（令和元年6月24日付で国から交付決	略

交通政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～6 略				
7 長崎県航空機購入費補助金	離島の空港の効率的な利用及び整備を図り、離島における住民の福祉の向上に資する。	次に掲げる経費 (1) 県内の離島の航空路線に就航する特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第259条の5第2項に規定する航空機等の減価償却費に要する経費	(1) 航空機等の購入に要する経費の100分の35以内の金額を、減価償却期間で按分したうち当該	略

				定を受けた航空機は100分の35以内の金額を、減価償却期間で按分したうち当該年度に相当する金額から、運航費補助金の補助対象に係る経費を除いた額				年度に相当する金額から、運航費補助金の補助対象に係る経費を除いた額	
		(2) 略		(2) 略			(2) 略	(2) 略	
8～18 略					8～18 略				
19	長崎県公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、ポスト・コロナ時代を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する支援を実施する。	(1) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月18日国総地第63号、国鉄事第632号、国自旅第468号、国海内第275号、国空事第1317号）第8条及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月8日国総地第58号、国総モ第76号、国総物第82号、国鉄総第358号、国鉄都第141号、国鉄事第612号、国鉄施第316号、国自旅第448号、国海内第253号、国海外第367号、国港総第587号、国空総第1064号、観産第319号、観参第623号）第7条において準用する第31条による補助金の交付決定（以下「国庫補助金の交付決定」という。）を受けている場合、公共交通事業者における感染症拡大防止対策のための設備等（以下「感	(1) 感染症拡大防止対策設備の導入等については、補助対象経費の5分の3以内の額から国庫補助金額を控除した額	一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者一般貸切旅客自動車運送事業を営む者一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）第一種鉄道事業者軌道運輸事業者一般旅客定期航路事業者本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空					

			<p>染症拡大防止対策設備」という。)の導入等及び地域公共交通のデジタル化・システム化(以下「デジタル化等」という。)に要する経費</p> <p>(2) 国庫補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業(空気清浄機等の第三者機関による効果検証・結果のあるものに限る。)又はポスト・コロナ時代を見据えたデジタル化等の利用促進策等に要する経費</p>	<p>運送事業者に限る。)航空旅客ターミナル施設を管理する者</p> <p>(2) 感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業については、2分の1以内 ポスト・コロナ時代を見据えたデジタル化等の利用促進策等については、10分の7以内</p>
20	長崎県公共交通事業継続緊急支援事業支援金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による運送収入の減少及び燃料費高騰の影響に伴い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。</p>	<p>(1) 路線バス事業者にあつては、乗合バス(11人乗り以上)1台あたり240千円とし、主に長崎県内の路線で事業を実施するために運行する台数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 貸切バス事業者にあつては、貸切バス1台あたり210千円とし、長崎県内で保有する台数を乗じた額とする。</p> <p>(3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり950千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。</p>	<p>令和4年7月1日時点で事業に使用する台数、車両数、隻数及び機数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p> <p>(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者のうち、路線定期運行事業者</p> <p>(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 第一種鉄道事業者</p>

(4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり100千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。

(5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり23,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり11,200千円、20トン未満の旅客船1隻あたり1,450千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。

(6) 航空路事業者にあつては、航空機1機あたり89,300千円とし、長崎県内で保有する機体数を乗じた額とする。

(7) タクシー事業者にあつては、タクシー1台あたり50千円とし、長崎県内で保有する台数（新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置を受

(4) 軌道運輸事業者

(5) 一般旅客定期航路事業者

(6) 本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）

(7) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除

		<p>けた車両を含む。)を乗じた額とする。ただし、次に示す車両は除く。</p> <p>ア 福祉対象車両 イ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)に基づく営業方法の制限を行っていた車両で、新型コロナウイルスによる急激な需要の低下に伴う休車の特例措置による臨時休車に移行させた車両</p> <p>(8) 自動車運転代行事業者にあつては、随伴用自動車1台あたり40千円とし、長崎県内で保有する台数を乗じた額とする。</p>	<p>く。)</p> <p>(8) 自動車運転代行事業者</p>	
--	--	---	----------------------------------	--

長崎県告示第550号

長崎県少年保護育成条例(昭和53年長崎県条例第17号)第4条第1項の規定により、有害図書類として、次のように指定する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

号数等	書 名	発 行 所	指 定 理 由
雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 27	大洋図書	著しく少年の性的感情を刺激し、粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害すると認められるため。
雑誌	実話ナックルズ ウルトラ VOL. 20	大洋図書	
雑誌	実話ナックルズ SPECIAL 2022夏	大洋図書	
雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.26	大洋図書	
雑誌	まさかの芸能界SEXYハプニング総決算!	ブレインハウス	
雑誌	EX 特ダネNG SHOT ㊹	インテルフィン	
雑誌	芸能お宝最新特報BUZOOOON!!! VOL. 6	インテルフィン	
雑誌	特ダネTABOO! ㊹夏直前ポロリ号	インテルフィン	
コミック8月号	恋愛Love MAX 2022.8月号	秋田書店	

※ 上記の外、長崎県少年保護育成条例第4条第3項第1号に規定する「書籍又は雑誌で、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定める内容を有するものを掲載する紙面（表紙を含む。）のページ数が、当該書籍又は雑誌の総ページ数の3分の1以上を占めるもの」に該当するものは、有害図書類（包括指定）である。

長崎県告示第551号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、令和4年度第1回地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

検査月日	場 所	
	市 町	位 置
9月9日	平戸市	長崎県肉用牛改良センター

長崎県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路 線 名 俵ヶ浦日野線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市庵浦町520番4地先から 佐世保市庵浦町524番1地先まで	前	7.3~12.1	52.5	
	後	12.0~25.6	52.5	

長崎県告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
 路 線 名 千綿溪線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡東彼杵町八反田郷字大平1655番1地先から 東彼杵郡東彼杵町八反田郷字大平1657番地先まで	前	5.1~15.0	153.8	
	後	12.6~56.1	153.8	

長崎県告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
 路線名 佐々鹿町江迎線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市小佐々町矢岳165番1地先から 佐世保市小佐々町矢岳165番1地先まで	前	12.9~15.3	29.0	
	後	13.6~18.5	29.0	

長崎県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 251号	南島原市北有馬町己字新田685番1地先から 南島原市北有馬町己字新田685番1地先まで	令和4年8月19日

公 告

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山川内土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
生 田 秀 次	西彼杵郡時津町左底郷26番地	別 頭 繁 昭	西海市西彼町小迎郷2176番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、山端土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
垣 深 等	五島市吉田町3091番地	出 口 源 次	五島市吉田町3098番地 7
水 戸 寿 志	五島市吉田町2912番地13	佐々野 定 武	五島市吉田町3402番地 2
平 田 伴 次	五島市高田町1729番地	梶 山 三千利	五島市高田町2141番地 3
木 場 善四郎	五島市高田町645番地	蓮 本 亀 之	五島市高田町647番地
川 口 勇	五島市堤町1267番地	下 村 真 一	五島市堤町1428番地 1
島 俊 明	五島市吉田町706番地 1	寺 脇 丈 敏	五島市吉田町1407番地 1
谷 川 としむ	五島市吉田町2562番地 1	横 山 忠 司	五島市吉田町2324番地 3
松 本 清 治	五島市吉久木町1160番地 1	出 口 傳	五島市籠淵町2193番地 4
田 中 繁	五島市上大津町732番地	佐々木 信 一	五島市上大津町722番地 1
小 村 卯一郎	五島市大荒町1356番地	山 口 利 治	五島市松山町569番地 1
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
松 本 覚	五島市高田町1751番地 1	水 戸 久 俊	五島市吉田町3568番地 2
橋 詰 好 廣	五島市吉田町1377番地	平 田 三 義	五島市堤町1175番地 4
梁 瀬 政 明	五島市吉田町2914番地10	田 中 正 實	五島市上大津町770番地

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寺脇土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
谷 口 久 次	五島市岐宿町松山201番地	谷 川 倉 富	五島市岐宿町松山625番地 1

土地改良区の役員の就退任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、富江土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和4年8月19日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
田 中 宏 幸	五島市富江町富江638番地	中 島 正 光	五島市富江町職人376番地
草 野 俊 郎	五島市富江町富江9番地1	向 井 正 和	五島市富江町狩立549番地1
出 口 光 秀	五島市富江町岳685番地2	出 口 光 秀	五島市富江町岳685番地2
田 橋 正 充	五島市富江町富江108番地31	田 橋 正 充	五島市富江町富江108番地31
塩 竈 健 一	五島市富江町松尾302番地	塩 竈 健 一	五島市富江町松尾302番地
新 井 真 二	五島市富江町山下181番地	川 元 秀 勝	五島市富江町岳1820番地5
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
田 原 和 行	五島市富江町松尾1064番地4	田 原 和 行	五島市富江町松尾1064番地4
福 田 卓 雄	五島市富江町山下376番地4	新 井 真 二	五島市富江町山下181番地
川 口 正 行	五島市富江町山下649番地	川 口 正 行	五島市富江町山下649番地

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年8月19日

長崎県教育委員会教育長 中崎 謙司

長崎県教育委員会規則第12号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（平成元年長崎県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p><u>(出願書類の特例)</u></p> <p>第27条 出願者は、授与権者が認めた場合に限り、第16条から第26条までに定める書類の一部の提出を省略又は類似する書類の提出に代えることができる。</p> <p>第28条～第36条 略</p> <p>様式第1号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により長崎県において効力を有する。</p> <p>根拠規定 基礎資格 教育機関名</p> <p>番号 年月日 長崎県教育委員会 印</p> <p>(教科) (記)</p> <p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員特別免許状を授与する。</p> <p>氏名 年月日生</p> <p>(教育職員)特別免許状</p> </div>	<p>第27条～第35条 略</p> <p>様式第1号（第13条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>備考 この免許状は、教育職員免許法第九条第二項の規定により長崎県において効力を有する。</p> <p>根拠規定 基礎資格 教育機関名 有効期間の満了の日</p> <p>番号 年月日 長崎県教育委員会 印</p> <p>(教科) (記)</p> <p>右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)(教育職員特別免許状を授与する。</p> <p>氏名 年月日生</p> <p>(教育職員)特別免許状</p> </div>

様式第12号 (第28条関係) 略	様式第12号 (第27条関係) 略
様式第13号 (第28条関係) 略	様式第13号 (第27条関係) 略
様式第14号 (第29条関係) 略	様式第14号 (第28条関係) 略
様式第15号 (第30条関係) 略	様式第15号 (第29条関係) 略
様式第16号 (第30条関係) 略	様式第16号 (第29条関係) 略
様式第17号 (第32条関係) 略	様式第17号 (第31条関係) 略
様式第17号の2 (第32条の2関係) 略	様式第17号の2 (第31条の2関係) 略
様式第18号 (第33条関係) 略	様式第18号 (第32条関係) 略
様式第19号 (第33条関係) 略	様式第19号 (第32条関係) 略
様式第20号 (第33条関係) 略	様式第20号 (第32条関係) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)
二二一四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト